

令和2年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

(よろず支援拠点チーフコーディネーター) 公募要領

令和2年度中はコーディネーターとしての採用となります。
令和3年度のチーフコーディネーターとしての採用については、令和3年度の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の予算成立が必要となります。
令和2年度の活動状況によっては、令和3年度にチーフコーディネーターとして採用しない場合があります。

令和2年12月

東北経済産業局、近畿経済産業局、四国経済産業局

令和2年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
(よろず支援拠点チーフコーディネーター) 公募要領

東北、近畿、四国経済産業局では、令和3年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の実施に向け、その中心的な役割を担う「チーフコーディネーター」を以下の要領で募集します。

I. よろず支援拠点事業の目的

地域の支援機関(※)と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。その際、国及び地方自治体の地域活性化策を含む総合的な施策活用を図ります。

また、本事業を通じて地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ります。

(※) 「支援機関」とは認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」という。)、商工会議所・商工会、税理士、金融機関、地域プラットフォーム等を指す。

II - ①. 令和2年度業務内容等

1. 業務内容及び実施方法

令和2年度はコーディネーターとして、よろず支援拠点事業を受託し本事業を実施する機関(以下「実施機関」という。)と契約を結び、将来的にチーフコーディネーターとして業務を行うために必要な相談対応スキル向上のため、研修を受講し、中小企業・小規模事業者の相談対応を行うこととします。

なお、採用時点でチーフコーディネーターとしてのスキルが身に付いており、研修を受ける必要がないと判断された場合は、研修を受講しないことも可能とします。

令和2年度の活動状況によっては、令和3年度にチーフコーディネーターとして採用しない場合があります。

※現在よろず支援拠点のチーフコーディネーターとして勤務している方の応募も可能です。現職のチーフコーディネーターが令和3年度のチーフコーディネーターとして採用された場合、令和2年度は現職のチーフコーディネーター業務継続を優先することとします。

2. 契約条件等

- 【報酬】 原則、日額25,000円(税抜き)
よろず支援拠点のコーディネーターとして研修等に参加する際に支給。
- 【勤務日数等】 原則研修等に必要日数とし、詳細は実施機関との協議により決定する。
※ 採用～令和3年3月の間、10日～20日程度の研修等を想定。
- 【契約期間】 契約締結日から令和3年3月31日まで

Ⅱ - ②. 令和3年度チーフコーディネーターとして採用された場合の業務内容等

1. 事業実施地域及び支援対象者

事業実施地域は、原則として、実施機関が所在する都道府県内とします。

また、支援対象者は、原則として、実施機関が所在する都道府県において事業を行う中小企業・小規模事業者等とします。

2. 業務の内容及び実施方法

チーフコーディネーターは、中小企業・小規模事業者の経営支援の重要性等も踏まえ、本事業の趣旨に即した取組や体制構築に努めつつ、下記（１）～（６）の業務を行うこととします。

その際に、実施機関及びチーフコーディネーターを補佐するコーディネーターと相互に協力・連携しながら業務を行うこととします。

なお、業務の実施に当たっては、実施機関の規程等を踏まえ、専門的知見や能力等を最大限生かしながらよろず支援拠点に求められる役割を実現させるための取組を行うとともに、実施機関（役員クラスを含む）とコーディネーターとの対話の機会を定期的に設け、情報や問題認識の共有に真摯に取り組むことで関係の深化を図ることとします。

また、よろず支援拠点全国本部（※）（以下「全国本部」という。）の支援メニュー等の活用やサポートを受けて業務を行います。

（※） よろず支援拠点の能力向上、活動支援、評価、連携強化等を図り、効果的に事業を実施するために設置する組織。

（１）経営革新支援

他の支援機関では十分に解決できない売上拡大等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

（具体的支援のイメージ例）

- ① 相談事業者の強みを分析し、新商品のアイデアやパッケージの新デザインの提案など新たな顧客獲得等に係るアドバイスを行う。
- ② 商品のPR方法の提案や販路拡大支援等を行う。

（２）経営改善支援

他の支援機関では十分に解決できない資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

（具体的支援のイメージ例）

- ① 経営改善計画の策定の際のアドバイス。
- ② 複雑な再生・経営改善案件に対する複数の専門家で編成した支援チームによる支援。

（３）ワンストップサービス

相談内容に応じて、適切な支援機関・専門家等につながります。また、国や自治体の支援策を熟知

した上で、活用を促すとともに支援施策の担当者につながります。

さらに、つないだ支援機関・専門家・支援施策の担当者等を通じフォローアップを実施します。

(4) 支援機関等連携強化等

支援機関、自治体、他のよろず支援拠点、大学、企業及び公設試験研究機関等との定期的な会議やセミナーの開催等を通じて連携を強化します。

この取組の一環として、「地域支援機関連携フォーラム」(※)を年1回以上開催します。開催に当たっては、地域内の連携の輪を拡大するべく多くの支援機関を募るとともに、プレスリリースの実施等を通じて積極的な広報を実施します。これらを通じて相互の案件紹介や出張相談会の開催、サテライト拠点の開設等を行うとともに、支援機関等間の連携も促進します。

上記活動を通じて、よろず支援拠点の取組を他の支援機関と共有し、また、より多くの事業者に共有するための取組を行います。

(※) 地域内の支援機関や金融機関、自治体等が参加する会合を実施機関及びよろず支援拠点が開催（他機関が主催する同様の会合を活用する場合を含む。）し、各機関の活動計画や優良な取組事例の紹介等を行う。

(5) よろず支援拠点の広報等

本事業の役割や取組状況、実績について、メディアへの積極的な情報提供やSNS、プレスリリース等を使った情報発信等を通じて露出度を高めることで、中小企業・小規模事業者及び支援機関等に対する広報を行います。

また、全国本部が作成する成果事例集等を活用しながら、よろず支援拠点のPRや成果報告を目的としたセミナーを開催します。

(6) その他業務

よろず支援拠点事業を委託する経済産業局¹（以下「経済産業局」という。）が支援能力の向上及び中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施します。

¹ 今回チーフコーディネーターを募集するよろず支援拠点が設置されている各県を管轄する経済産業局は以下のとおり。

- ・岩手県、山形県 東北経済産業局
- ・奈良県、和歌山県 近畿経済産業局
- ・高知県 四国経済産業局

3. 契約条件等

- 【報酬】 原則、日額50,000円（税抜き）
※ 業務への従事が半日（4時間以上）の場合は、日額の半額。
- 【勤務日数等】 原則週5日。週5日勤務できない場合、週3日以上。
※ 週5日勤務できない場合、週5日勤務に劣らないパフォーマンスを出すよう努めること。
※ 採用後、チーフコーディネーター、実施機関、経済産業局との協議の上で、年240日を下回る場合もあります。
- 【契約期間】 契約締結日から令和4年3月31日まで
※ 事業を円滑に実施するため必要があると実施機関が判断した場合には、実施機関と経済産業局との協議の上、当該契約期間を下回ることがあります。

Ⅲ. 2. ⑤に掲げる採択の取消事由のいずれかに該当すると認める場合には、実施機関は関連法令を遵守の上、当該契約等を解除することができ、かつ、Ⅲ. 2. ⑤に基づき採択が取り消される場合があります。

4. 事業目標・事業計画の設定

よろず支援拠点では全国本部の指示を踏まえながら、全国本部が評価等のために活用する事業目標・事業計画について、実施機関とチーフコーディネーターの協議後、経済産業局の了承を得た上で、速やかに設定することとします。

5. 業務内容の報告・支援事例の提出等

よろず支援拠点は、相談対応状況、支援実績、フォローアップ状況等について、全国的な集計・分析、ノウハウの共有、評価等のために、全国本部が構築する支援実績管理システム（※）を用いて、全国本部に対して、毎月、支援実績等を報告することとします。

併せて、本システムを用いて相談カルテを管理することとします。また、支援を行った案件（ワンストップでつないだ認定支援機関や地域プラットフォームによる支援案件を含む）のうち、先進的な支援ノウハウとして支援機関や他のよろず支援拠点等に移転できると考えられる支援事例等を定期的に全国本部に報告していただきます。

なお、報告の内容、様式、時期等の詳細は、全国本部の指示に従うものとします。

（※） よろず支援拠点内での情報共有等を円滑化し、支援活動をより効率的に行えるようにするとともに、支援実績の迅速かつ正確な集計を可能とすることを目的としたクラウド上のシステム。

6. 評価

よろず支援拠点の評価については、全国本部が外部の有識者等で構成される評価委員会を設置し、経済産業局と連携し、相談実績等も参考にしつつ、取組内容や実施機関との連携状況、事業目標・事業計画の達成度、評価委員によるチーフコーディネーターの行動評価（※1）や満足度調査（※2）の結果等を総合的に勘案して行うこととします。

- （※1）よろず支援拠点全体としての支援の質及び認知度の更なる向上を図るべく、チーフコーディネーターの行動指針を策定しました。チーフコーディネーターは、専門性の高い経営アドバイスや課題解決のための総合調整を行うために、この行動指針に基づき「日頃からの自己研鑽」「本質的な課題の把握」「効果的な課題解決提案」「丁寧なフォローアップ」「多様な相談に対応するためのチームの構築」に取り組みます。その取り組んだ結果でもって評価を行います。
- （※2）全国本部が実施する満足度調査については、原則、よろず支援拠点から支援を受けた全ての中小企業・小規模事業者等を対象とします（全国本部がやむを得ないと認めた場合を除く）。そのため、支援を行った中小企業・小規模事業者等に対して全国本部から調査票が送付できるように、個人情報等の取扱い等に関して支障が生じないように対処するとともに、全国本部に対しては、よろず支援拠点から支援を受けた全ての中小企業・小規模事業者等の情報を提供することとします。

Ⅲ. 応募資格及び応募に当たっての注意事項

1. 応募資格

(1) 次の能力を兼ね備えていること

- ① 自らスキル向上や知識創造に取り組むことができること。
- ② 相談者と適切なコミュニケーションをとり、本質的な課題の把握ができること。
- ③ 専門性の高い経営アドバイスや課題解決策を提案できること。
- ④ 課題解決策の提案後の相談者の丁寧なフォローアップができること。
- ⑤ 多様な相談に対応するためのチームを構築できること。

2. 応募に当たっての注意事項

- ① 令和2年度にコーディネーターとして研修等の活動後、令和3年度にチーフコーディネーターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表する予定です。
- ② 応募申請書等の作成等に係る契約前の費用は、自己負担となります。
- ③ 本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ④ 本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ⑤ 次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります（六に該当することにより取り消した場合を除く。）。
 - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - 二 応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - 三 国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 六 心身に著しい障害があるため、チーフコーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
 - 七 その他、本事業のチーフコーディネーターとして不適格と認める場合

IV. チーフコーディネーターの選定

1. 選定プロセス等

経済産業局において、チーフコーディネーターの選定に係る審査を行う審査委員会を設置し、提出されたチーフコーディネーター応募申請書及び添付資料について、IV. 2. の選定基準に基づき書面審査を行い、得点の高い応募者の数名程度を面接により評価した上で、チーフコーディネーターを決定します。

2. 選定基準

チーフコーディネーターの選定は、応募に必要な能力・要件を満たしているか、チーフコーディネーターとして相応しいかという基準で判断します。

3. 採用者数

岩手県、山形県、奈良県、和歌山県及び高知県において、各1名とします。

ただし、今回の公募及び審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は、採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用候補者を決定します。

V. 応募要領

1. 募集期間等スケジュール

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| ① 募集開始 | 令和2年12月7日（月） |
| ② 募集締切 | 令和3年1月6日（水）（12時必着） |
| ③ 二次審査（面接審査） | 令和3年1月～2月 |
| ※ 詳細は、一次審査（書面審査）を通過した方へのみご案内します。 | |
| ④ 審査結果の連絡 | 令和3年2月中 |
| ⑤ 事業開始予定 | 令和3年2月～ |

2. 応募方法

インターネット上の応募用紙に必要事項入力後、次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに経済産業局（「VII. 問い合わせ先」参照）へ郵送により提出してください。併せて、下記①及び②の書類を保存した電子媒体（CD-ROMもしくはDVD-R（USBやメモリーカードは不可）を1枚）を提出してください。なお、宛先面に「令和2年度よろず支援拠点チーフコーディネーター募集に係る応募申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。

複数県の併願は認められません。複数県への応募書類の提出が確認された場合や、提出された書類に不備がある場合は、受理しません。また、締切りを過ぎての提出は受理しません。期限に余裕をもって送付してください。

（提出書類と提出部数）

- ① 令和2年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点チーフ

コーディネーター)に係る応募申請書(様式1)・・・1部

② 暴力団排除に関する誓約書(様式2)・・・1部

3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択の理由についての問合せについては、回答しかねるためご了承ください。

VI. その他

- (1) 提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。
なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 採択の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給しません。

VII. 問い合わせ先

<岩手県、山形県よろず支援拠点での勤務を希望する場合>

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

経済産業省 東北経済産業局 産業部 経営支援課

担当：畠山、成田、峯田

TEL：022-221-4806 FAX：022-215-9463

<奈良県、和歌山県よろず支援拠点での勤務を希望する場合>

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 中小企業課

担当：伊藤、中尾

TEL：06-6966-6023 FAX：06-6966-6083

<高知県よろず支援拠点での勤務を希望する場合>

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33

経済産業省 四国経済産業局 産業部 中小企業課

担当：田中、栗原、大坪

TEL：087-811-8562 FAX：087-811-8565